



平成19年6月29日

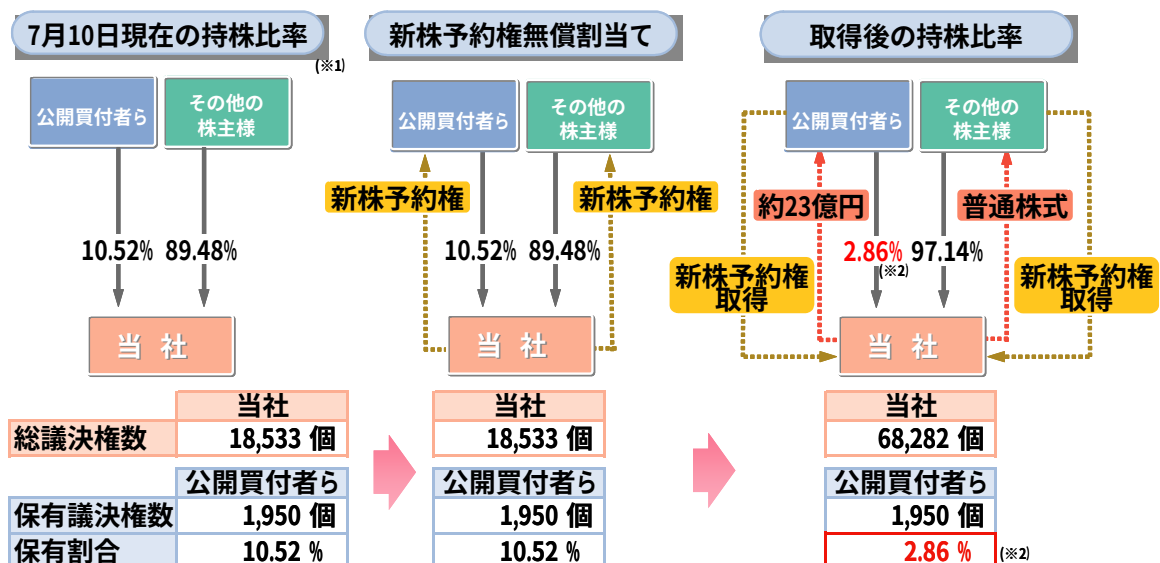
各位

会社名 ブルドックスソース株式会社
 代表者名 代表取締役社長 池田 章子
 (コード番号2804 東証第2部)
 問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤 貢一
 (TEL 03-3668-6811)

新株予約権無償割当てに関する手続きについてのお知らせ

平成19年6月24日付け「当社定時株主総会特別決議に基づく新株予約権無償割当てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、平成19年6月24日開催の当社第82回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）に関する事項等が特別決議により承認可決されたことを受けて、同日開催された当社取締役会において、新株予約権無償割当ての要項および本新株予約権の取得等の方針を決定いたしました。

以下改めて、本新株予約権無償割当てによる効果の概要をお伝えするとともに、株主の皆様の一層の理解を促す一助として、別紙において新株予約権無償割当ての要項および本新株予約権の取得等の方針に関する手続き上のポイントをQ&Aの形にまとめましたので、ご参照ください。なお、新株予約権を当社が取得条項に基づき取得する場合でも、あるいは、税務上の問題点等から取得条項により取得することはせずに株主の皆様に行使していただく場合でも、当社から追ってご連絡を差し上げる予定ですので、今後の当社から開示される情報、通知等には、十分にご留意ください。



(※1) 公開買付者らの持株比率については平成19年5月18日付公開買付届出書の記載から変動がないことを前提としております。

(※2) 公開買付けによる公開買付者らの株式取得を考慮しておりません。また、新株予約権を取得した後の総議決権数は、単元未満株が単元株となることによる議決権の増加を含んでおりません。

まず、上図「7月10日現在の持株比率」は、新株予約権無償割当ての基準日である平成19年7月10日時点で想定されるスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーII・エル・エル・シー（以下「公開買付者」といいます。）らの議決権比率とその他の株主の皆様の議決権比率の想定図です。

平成19年6月15日に公開買付者により、当社株券等の公開買付けの条件が変更され、公開買付者による当社株券等の公開買付けの期間の末日が、平成19年6月28日から8月10日へと延期されました。その結果、基準日である本年7月10日時点での「非適格者」（公開買付者らを指します。末尾☆ご参照。）の議決権比率には、公開買付けを通じて取得された株式は含まれないことになりました。（上図では、「非適格者」（☆）の上記基準日時点での議決権比率は、平成19年5月18日付公開買付届出書に記載された10.52%から変動がないことを前提としています。）

次に、上図「取得後の持株比率」につきましては、非適格者（☆）を含む7月10日の基準日現在の当社のすべての株主様に1株につき新株予約権が3個割り当てられ、当社が、基準日である7月10日現在の全株主の皆様に割当てた新株予約権を取得条項に基づき取得した場合の、非適格者（☆）の議決権比率とその他の株主の皆様の議決権比率を示しております。

すなわち、非適格者（☆）以外の株主の皆様につきましては、当社が新株予約権を取得する対価として、当社の普通株式を交付いたします。一方、非適格者（☆）につきましては、当社が新株予約権を取得する対価として、新株予約権1個につき、396円を交付します。（平成19年5月18日付公開買付届出書に記載された、「非適格者」（☆）の議決権比率を前提とすると、合計約23億円を交付することになります。）

このように、非適格者（☆）以外の株主の皆様には普通株式が交付されるのに対し、非適格者（☆）には普通株式ではなく現金が交付されるため、非適格者（☆）以外の株主の皆様の議決権比率は、89.48%から97.14%となって相対的に高まるのに対し、非適格者（☆）の議決権比率は、10.52%から2.86%に低下することとなります。

なお、当社は、原則として、非適格者（☆）以外の株主の皆様からは本新株予約権を取得条項に基づき取得し、株式を交付する予定ですが、これに関して、当社は、現在、税務当局に対し、株主の皆様に関税上の問題が生じないかどうかについて確認中です。税務当局より、当社が非適格者（☆）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得した場合であっても、非適格者（☆）以外の株主の皆様に対して課税上の問題が生じない旨の確認が得られ次第、当社は、直ちに取得条項に基づき取得する予定です。

取得条項に基づく取得の時期は、最も早い場合で、本新株予約権の効力発生日である平成19年7月11日に取得をする旨の取締役会決議を行い、翌日に直ちに公告を行いますので、公告から取得の効力発生日との間に会社法上、中2週間を要するため、平成19年

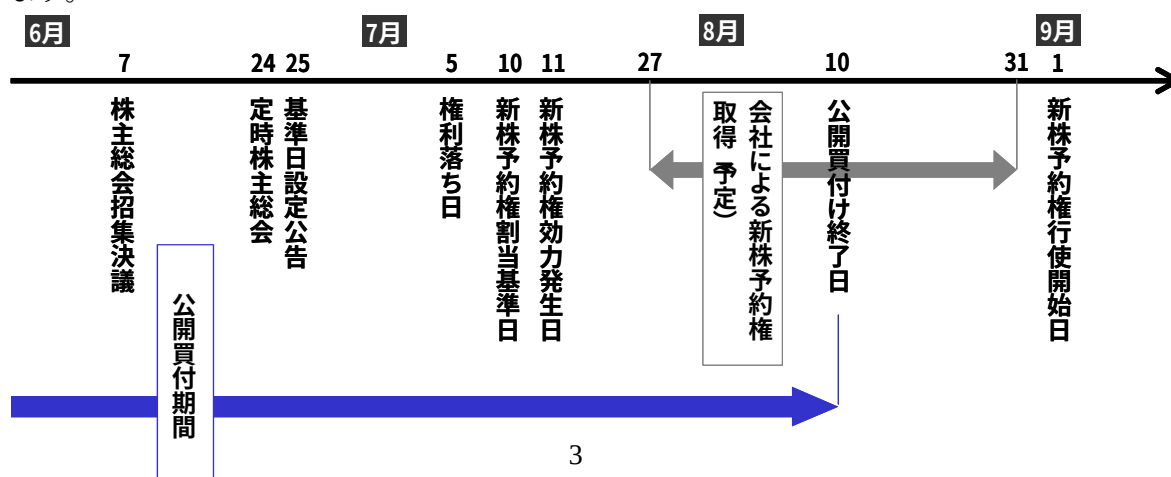
7月27日となります。ただし、税務当局の確認が遅れますと、その分、この取得の日は遅れることがあります。

これに対して、万が一、税務当局への確認の結果、当社が非適格者（☆）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得条項に基づき取得した場合には非適格者（☆）以外の株主の皆様に課税上の問題が生じる旨の回答がなされた場合には、非適格者（☆）以外の株主の皆様に課税上の問題が生じないようにするために、当社による取得条項に基づく取得でなく、非適格者（☆）以外の株主の皆様自らが本新株予約権の行使期間である平成19年9月1日より本新株予約権を行使していただくことがありますため、ご注意ください。

本新株予約権については、基準日以降、取得又は行使の結果株主の皆様に株式が交付されるまでの期間は、新株予約権それ自体の譲渡は困難であるため、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受けることとなります。具体的には、税務当局への確認がなされる時期にもよりますが、取得を行う場合には7月27日から8月31日までのいずれかが予定されており、行使の場合には、9月1日より行使していただくことが可能ですので、基準日（7月10日）に係る権利落ちの日（7月5日）からみますと、最長で行使可能となるまでに約2ヵ月弱の期間を要することになります（なお、権利行使期間の末日は9月30日です。）。また、株券の実務的取扱いに関しては、現在、関係各機関等とも協議を行っていますが、特に、日本証券保管振替機構に株券の預託を行っていない株主の皆様につきましては、実際の株券をお手許にご送付申し上げるのに、上記に加えて一定の期間を要する可能性があります。

その他、本新株予約権無償割当ての詳細な事項につきましては、平成19年6月7日付け当社プレスリリース「スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーII・エル・エル・シーによる当社株券等に対する公開買付けへの反対の意見表明並びに新株予約権無償割当て及び関連議案の定時株主総会への付議に関するお知らせ」、ならびに平成19年6月24日付け当社プレスリリース「当社定時株主総会特別決議に基づく新株予約権無償割当てに関するお知らせ」他、当社が公表いたしました資料等をご参照下さい。

本新株予約権無償割当てに関するスケジュールについては、以下のとおりとなっております。



なお、平成19年6月14日付「当社等に対する仮処分命令の申立てに関するお知らせ」及び平成19年6月20日付「当社等に対する仮処分命令の申立ての一部取下げに関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本新株予約権無償割当てについては、本年6月13日、スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）、エル・ピー（以下「SPJSF」といいます。）から、東京地方裁判所に対して、当社に対する新株予約権無償割当ての差止仮処分命令の申立てがなされました。この申立てにつきましては、平成19年6月28日付「新株予約権発行差止めの仮処分命令の申立て却下に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同日、東京地方裁判所から申立てを却下する決定が下されましたが、平成19年6月29日付「新株予約権発行差止めの仮処分命令の申立て却下に対する即時抗告に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、SPJSFにより、東京高等裁判所に対して即時抗告の申立てがなされております。

当社といたしましては、本新株予約権無償割当ては、本定時株主総会における特別決議による株主の皆様のご承認に基づき行うもので、適法かつ適正なものであると確信しており、引き続き全面的に争っていく所存であります。万が一、最終的に、当該仮処分命令の申立てが裁判所により認められた場合には、本新株予約権無償割当ては行われなくなることとなる可能性がありますので、株主の皆様におかれましては、今後当社から開示される情報に十分にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

☆ 文中の「非適格者」は、以下の会社若しくは団体等を意味します。

- ① （a）スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド-エス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー、（b）スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）、エル・ピー、（c）スティー爾・パートナーズ・ジャパン株式会社、（d）スティー爾・パートナーズⅠ、（e）スティー爾・パートナーズⅡ、（f）スティー爾・パートナーズ・ジャパン・アセット・マネジメント・エル・ピー、（g）リバティ・スクウェア・アセット・マネジメント・エル・ピー、（h）リバティ・スクウェア・アセット・マネジメント・エル・エル・シー、（i）エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シー、（j）スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド-エス・ピー・ヴィーⅠ・エル・エル・シー、（k）スティー爾・パートナーズ・リミテッド、及び（l）WGLキャピタル・コーポレーション（（a）から（l）までを併せて、以下「SPJら」という。）
- ② SPJらの共同保有者（証取法第27条の2第3項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
- ③ SPJらの特別関係者（証取法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）
- ④ 上記①乃至③に該当する者から、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受け若しくは承継した者
- ⑤ 上記①乃至④に該当する者の関連者

（なお、ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又は、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。また、「支配」とは、他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいう。）をいう。）

以 上

当社が想定する株主の皆様への疑問に対するQ & A

- (1) 1, 000株を保有する株主だが、何個の新株予約権が割当てられるのか。最終的に何株になるのか？

1株につき3個の新株予約権を割当てますので、1, 000株保有している場合は3, 000個になります。その後、3, 000個の新株予約権は、当社が取得条項に基づき取得した場合、あるいは、株主の皆様により行使していただいた結果、3, 000株の株式になりますので、その結果、4, 000株の株式を保有することになります。

- (2) 新株予約権が割当てられるには、どのような手続きをとればよいのか。

株主の皆様におかれましては、名義書換が未了の株式を有する場合には基準日（7月10日）までに名義書換を行っていただきますようお願い申し上げます。それ以外に特段の手続きを行っていただく必要はございません。

なお、証券保管振替機構（以下「ほふり」といいます）に株券を預託されていない株主の皆様（現物の株券をお持ちの株主の皆様、又は、証券会社での保護預かりをされている株主の皆様）に対しても、新株予約権は割当てられますが、その後、株券を交付する際の手続を簡略化して、株主の皆様のご負担を軽減するために、現在、当社は、関係機関等と協議を行っておりますので、そのために、基準日までに、ほふりへの預託を進めていただくことをお勧めいたします。

- (3) 新株予約権証券は送付されるのか。

新株予約権証券は発行されませんので、お手元に送付されることはありません。但し、当社の株主名簿管理人である日本証券代行株式会社において、平成19年7月10日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様を新株予約権者とする新株予約権原簿を作成し、そこに新株予約権者の皆様のお名前等の必要な事項が記載されます。

(4) 新株予約権を売却することはできるのか。

新株予約権の譲渡につきましては、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限が付されております。

(5) ほふりに株券を預託していないが、新株予約権は割当てられるのか。

ほふりに預託していない株主の皆様に対しても、新株予約権は割当てられます。もともと、その後、株券を交付する際の手続を簡略化して、株主の皆様のご負担を軽減するために、現在、当社は、関係機関等と協議を行っておりますので、そのために、基準日までに、ほふりへの預託を進めていただくことをお勧めいたします。

(6) ほふりに預託していない場合に、新株予約権を当社が取得条項に基づき取得した場合又は株主の皆様が行使された場合には、株券はどのようにして交付されるのか。また、交付の時期はいつか。

ほふりに預託していない株主の皆様に対しては、株券を速やかに直接交付いたします。ただし、実際に株券を直接お渡しする株主の皆様につきましては、株券の印刷・送付等に要する時間もございますので、一定の期間を要します。このため、交付を円滑に行うためにも、基準日までに、ほふりに預託することをお勧めいたします。

(7) ほふりに預託している株主の場合には、株券はどのようにして交付されるのか。

ほふりに預託している株主に対する株券につきましては、株券を交付する際の手続を簡略化して、株主の皆様のご負担を軽減すべく、現在、当社は、関係機関等と協議しておりますので、決まり次第速やかにお知らせいたします。

(8) 交付された株券はいつから売却できるのか。

交付され次第、売却することは可能です。ただし、株券を証券会社に持ち込んで売却する場合には、各証券会社様ごとに、各種手続き等のため、速やかな売却ができない場合もございますため、株主の皆様から各証券会社にお問合せください。また、ほふりに預託されている株主の皆様につきましては、株主の皆様のご負担を軽減すべく、現在、当社は、関係機関等と協議しておりますので、決まり次第速やかにお知らせいたします。

(9) 公開買付者のように現金を交付してもらうことはできないのか。

非適格者以外の株主の皆様には、当社普通株式が割当てられますので、現金が交付されることはありません。

(10) 税務当局の見解によっては、権利行使が必要になるのか。

税務当局の見解によっては、株主の皆様に権利行使していただく必要がございます。その場合は、新株予約権1個につき1円の権利行使価格の払い込みが必要になります。

(11) 公開買付者による公開買付けが撤回された場合にはどうなるのか。

平成19年7月4日までに公開買付けの撤回等がなされた場合及び当社取締役会が合理的に必要であると判断する場合には、本新株予約権無償割当ては中止されることとなります。7月5日以降においては、上記の仮処分命令の申立てが裁判所により認められた場合を除いては、本新株予約権無償割当てが中止されることはありません。

＊ ＊ ＊

なお、本件に関しましてご質問がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

記

当社連絡先： ブルドックスソース株式会社 経営企画室総務人事グループ
住所 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 11-5
電話 03-3668-6811

以 上